

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第八十七条第一項の規定に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針を次のように定めたので、同条第三項の規定により公表する。

平成十八年 月 日

厚生労働大臣 川崎 二郎

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに円滑な実施を確保するための基本的な指針

障害保健福祉施策については、平成十五年度以降、措置制度から契約制度へと転換した支援費制度の下で、利用者数が飛躍的に増加するなどサービス量の拡充が図られてきたところである。

しかしながら、今日なお、居宅介護（ホームヘルプサービス等）事業等について未実施の市町村がみられるほか、精神障害者に対する福祉サービスは支援費制度の対象となっていないこともあって、その立ち後れが指摘されている。また、長年にわたり障害福祉サービスを支えてきた現行の施設や事業体系については、利用者の入所期間の長期化等により、その本来の機能と利用者の実態が乖離する等の状況にあるほか、「地域生活移行」や「就労支援」といった新たな課題への対応が求められてい

一頁

る。さらに、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の地域生活を支えていくために障害福祉サービスと並んで欠くことのできない相談支援体制についても、その整備状況に大きな地域格差がみられるところである。

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）では、こうした状況に対応して、障害者等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、施設や事業体系の抜本的な見直しと併せて、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県に対し障害福祉計画（法第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。）の作成を義務付ける等、サービス提供体制全般について見直しが行われた。

この指針は、現行の施設が新たなサービス体系への移行を終了する平成二十三年度末に向けて、数値目標を設定するとともに、そこに至る中間段階の位置付けとして平成十八年度から平成二十年度までの障害福祉計画を定めるための基本的事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

一 基本的理念

市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県は、障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画を作成することが必要である。

1 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種類、程度を問わず、障害者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進める。

2 実施主体の市町村への統一と障害に係る制度の一元化

障害福祉サービスに関し、実施主体を市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障害者などに対するサービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均てんを図る。

3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現す

るため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で非営利的に提供されるサービス）の提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進める。

二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行う。

1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障

立ち後れている精神障害者などに対する訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援をいう。）の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。

2 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障

小規模作業所利用者の法定サービスへの移行等を推進することにより、希望する障害者等に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所及び地域活動支援センターをいう。以下同じ。）を保障する。

3 グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム及びケアホームの充実を図るとともに、自立

訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進める。

#### 4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大する。

### 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害者等、とりわけ重度の障害者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。このため、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、障害福祉サービス事業者、雇用、教育、医療といった関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会（以下「地域自立支援協議会」という。）を設ける等のネットワークの構築を図る。

## 第二 障害福祉計画の作成に関する事項

### 一 障害福祉計画の作成に関する基本的事項

#### 1 作成に当たって留意すべき基本的事項

第一の一に掲げる障害福祉計画の基本的理念を踏まえるとともに、数値目標の達成に向けて実効性のあるものとするため、次に掲げる点に配慮して作成を進めることが適当である。

#### (一) 障害者等の参加

障害福祉計画の作成に当たっては、サービスを利用する障害者等のニーズを適切に把握するほか、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

#### (二) 地域社会の理解の促進

グループホーム等の設置などサービスの基盤整備に当たっては、障害及び障害者等に対する地域社会の理解が不可欠であり、障害福祉計画の作成に当たっては、障害者等をはじめ地域住民、企業など幅広く参加を求めるほか、啓発・広報活動を積極的に進める。

#### (三) 総合的な取組み

障害者等の地域生活への移行、就労支援などの推進に当たっては、障害保健福祉の観点からのみならず、雇用、教育、医療等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、公共職業安定所、養護学校等の行政機関、企業、医療機関等の関連する機関の参加を求め、数値目標の共有化、地域ネットワークの強化などを進める。

#### 2 平成二十三年度の目標値の設定

障害者等の自立支援の観点から、「地域生活移行」や「就労支援」といった新たな課題に対応するため、障害福祉計画において必要な障害福祉サービスの量を見込むに当たっては、まずはこれらの課題に関し、現行の施設が新しいサービス体系への移行を終了する平成二十三年度

を目標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定することが適当である。

(一) 入所施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、障害福祉計画の作成時点（以下「現時点」という。）において、障害者の入所施設に入所している者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成二十三年度末の段階において地域生活に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、現時点の入所施設の入所者数の一割以上とするとともに、これにあわせて平成二十三年度末時点の施設入所者数を現時点の入所者数から七割以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましい。

(二) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成二十四年度までに「受け入れ条件を整えば退院可能な精神障害者」（以下「退院可能精神障害者」という。）が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成二十三年度末における退院可能精神障害者数の減少目標値（平成十四年度における退院可能精神障害者数のうち市町村及び都道府県が定める数）を設定する。これとともに、医療計画（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第一項に規定する

七頁

医療計画をいう。以下同じ。）における基準病床数の見直しを進める。

(三) 福祉施設から一般就労への移行

平成二十三年度において、障害者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、現時点の一般就労への移行実績の四倍以上とすることが望ましい。これに加えて、別表第一を参考として、障害保健福祉施策と労働施策の連携強化を図り、障害者雇用の観点からの目標値を併せて設定することが望ましい。

3  
また、福祉制度を利用した就労支援を強化する観点から、平成二十三年度までに現在の福祉施設利用者のうち、二割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成二十三年度時点において、就労継続支援事業の利用者のうち、三割は雇用型を利用することを旨とする。障害福祉計画の作成のための体制の整備

障害福祉計画の作成に当たっては、障害者等をはじめ幅広い関係者の参加を求めて意見の集約の場を設けるとともに、①市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携、②市町村、都道府県相互間の連携を図るための体制の整備を図ることが必要である。

(一) 障害福祉計画作成委員会等の開催

障害福祉計画を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、サービスを

利用する障害者等をはじめ、事業者、雇用、教育、医療といった幅広い関係者の意見を反映することが必要である。このため、こうした幅広い分野の関係者から構成される障害福祉計画作成委員会（以下「作成委員会」という。）等意見集約の場を設けることが考えられる。この場合において、法第八十八条第六項及び第八十九条第五項においては、障害者基本法第二十六条に基づく地方障害者施策推進協議会を設置している場合には、その意見を聴かなければならないとされていることから、同協議会を活用することも考えられる。

#### (二) 市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携

障害福祉計画の作成に当たっては、労働担当部局、保健衛生担当部局、地域振興担当部局、住宅政策担当部局等の関係部局及び教育委員会等の教育担当部局並びに都道府県労働局等の関係機関と連携して作業に取り組む体制を整備し、協力して作成することが必要である。

#### (三) 市町村と都道府県との連携

法の実施に当たって、市町村は住民に最も身近な基礎的な自治体として、障害福祉サービス等について一義的な実施責任を負うこととなり、これに伴って、都道府県は、市町村の方針を尊重しつつ、市町村の行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう、市町村に対する支援を行うことが求められる。特に、障害福祉サービスを提供するための施設の整備等に関しては、広域的調整を図る役割を有している。

このため、障害福祉計画の作成に当たっては、市町村と都道府県との間で密接な連携を図ることが必要であり、市町村は、都道府県による広域的調整との整合性を図るため、都道府県と意見を交換することが必要である。また、都道府県は、地域の実情に応じた障害福祉サービスの基盤整備を進める観点から、都道府県としての基盤整備の基本的考え方を示すとともに、各都道府県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）を単位として広域的な調整を進めるために、関係市町村との協議の場を設ける等、適切な支援を行うことが望ましい。

特に、今回の自立支援法の施行により、従来、都道府県において実施されてきた事務の多くが市町村に移管されることになるが、法の施行に当たってはその円滑な移行が重要な課題である。また、障害福祉サービスの場合、利用者数が少ないために市町村の範囲を超えた広域的な対応が求められる場合も想定される。こうした状況を踏まえ、地域の実情に即した障害福祉サービスが提供されるよう、市町村と都道府県との十分な連携が必要である。

#### 4 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

障害福祉サービスの必要な量を見込む等の際は、地域における障害者等の実情及びニーズを的確に把握することが必要である。

このため現行のサービスの利用実態について分析を行うとともに、地域の実情に応じ、アン

ケート、ヒアリング等によるニーズ調査を行うことが適当である。なお、ニーズ調査については、郵送によるアンケート、障害種別・年齢別に対象者を選択してのヒアリング、障害者関係団体からのヒアリング等様々な方法が考えられるが、地域の実情、作業日程等を勘案しつつ、適切な方法により実施することが考えられる。

#### 5 事業者の新体系への移行希望の把握

法では、従来の障害福祉サービスが新しいサービス体系に再編されることに伴い、都道府県が中心となって、現在のサービス提供事業者に対して調査等を行い、新しいサービス体系への移行内容、移行時期等について把握することが必要である。その場合、市町村はその実施に当たって協力することが適当である。

#### 6 区域の設定

都道府県障害福祉計画においては、障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域（法第八十九条第二項第一号によって都道府県が定める区域をいう。以下同じ。）を定めるものとされており、各都道府県は地域の実情に応じて、適切な範囲で区域を定めることが必要である。

#### 7 住民の意見の反映

障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等を含む地域住民

の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが必要である。この場合、作成委員会等の設置に際して、公募その他の適切な方法によって地域住民の参画の実施、インターネット等の活用によるパブリックコメントの実施、公聴会（タウンミーティング）の開催、アンケートの実施等様々な手段により実施することが考えられる。

#### 8 他の計画との関係

障害福祉計画は、障害者計画（障害者基本法第九条第二項に規定する都道府県障害者計画及び同条第三項に規定する市町村障害者計画をいう。）、地域福祉計画（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七七条に規定する市町村地域福祉計画及び第八八条に規定する都道府県地域福祉計画をいう。）、医療計画その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする必要がある。

また、市町村障害福祉計画については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項に規定する市町村の基本構想に即したものとすることが必要である。

#### 二 市町村障害福祉計画の作成に関する事項

市町村障害福祉計画において定める事項は、次に掲げる事項その他の別表第二に掲げる事項とする。

#### 1 各年度における指定障害福祉サービス（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービ

スをいう。以下同じ。)又は指定相談支援(法第三十二条第一項に規定する指定相談支援をいう。以下同じ。)の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(一) 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

平成二十年度までの各年度及び平成二十三年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを定める。

その際には、別表第三を参考としつつ、支援費制度の利用実績等に関する分析、障害者等のサービスの利用に関する意向、サービス提供事業者の新体系への移行希望等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

(二) 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

指定障害福祉サービス又は指定相談支援の事業を行う者の確保に関する方策を定める。

この場合において、指定障害福祉サービス又は指定相談支援の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進する等の工夫を図ることが適当である。

## 2 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項

市町村の地域生活支援事業の実施に関して、地域の実情に応じて、次の事項を定める。

(一) 実施する事業の内容

一三頁

(二) 各年度における事業の種類ごとの量の見込み

(三) 各事業の見込量の確保のための方策

(四) その他実施に必要な事項

## 三 都道府県障害福祉計画の作成に関する事項

都道府県障害福祉計画において定める事項は、次に掲げる事項その他の別表第四に掲げる事項とする。

1 都道府県が定める区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(一) 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

区域ごとに平成二十年度までの各年度及び平成二十三年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを定める。

その際には、市町村障害福祉計画における数値を区域ごとに集計したものを基本として、この結果を更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県障害福祉計画における見込みの数値と整合性がとれるよう、都道府県は、市町村と調整することが必要である。

また、障害福祉サービス等の未実施市町村におけるサービスの確保や、立ち後れている精神障害者に対するサービスの充実に留意することが必要である。

(二) 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

指定障害福祉サービス又は指定相談支援の事業を行う者の確保に関する方策を定める。

この場合において、指定障害福祉サービス又は指定相談支援の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進する等の工夫が盛り込まれていることが適当である。

2 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

各年度の指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）の必要入所定員総数については、別表第三のガイドラインを参考としつつ、設定することが適当である。

3 指定障害福祉サービス及び指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置

指定障害福祉サービス、指定相談支援及び指定障害者支援施設の施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）の提供に当たって基本となるのは従事者であり、国、都道府県、市町村及び指定障害福祉サービス等の事業者は、指定障害福祉サービス等に係る人材の養成、提供されるサービスに対する第三者による評価、障害者等の権利擁護に向けた取組等を総合的に推進することが重要である。こうした取組を効果的に実施するためには、地域

の実情に応じ、指定障害福祉サービス等の事業者、雇用、教育、医療といった関連する分野の関係者等を含めた地域自立支援協議会等のネットワークを構築し、関係者の連携の下、進めることが必要である。

(一) サービス提供に係る人材の研修

人材の養成については、サービス提供に係る責任の所在の明確化やこれに係る専門職員の養成のみならず、サービスに必要な直接の担い手の養成を含め、指定障害福祉サービス等に係る人材を質量ともに確保することが重要である。

新しい制度では、サービス提供に係る専門職員として、新たに「サービス管理責任者」及び「相談支援専門員」を、指定障害福祉サービス及び指定相談支援の事業者ごとに配置することとしており、これらに従事する者に対する研修を実施することとしている。また、サービスの直接の担い手である居宅介護従業者（以下「ホームヘルパー」という。）の養成等についても、新たに重度訪問介護従業者養成研修等を実施することとしている。

都道府県は、それぞれの研修を計画的に実施し、指定障害福祉サービス等に係る人材の確保又は資質の向上に関する総合的な施策に取り組むことが必要である。このため、都道府県は、研修の実施方法、実施回数等を定めた研修計画を作成するとともに、研修受講者の記録の管理等を行うことが必要である。

(二) サービス提供事業者に対する第三者の評価

指定障害福祉サービス等の質の向上のための方策として、事業者から提供されるサービスについて、第三者による評価を行うことも考えられる。社会福祉法第七十八条において、社会福祉事業の経営者は、その提供するサービスの質の評価その他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めることとされているところであり、都道府県は、事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるような体制の整備を行い、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援することが望ましい。

(三) 障害者等に対する虐待の防止

指定障害福祉サービス等に係る事業者は、サービス利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じるように努めることが必要である。

都道府県や市町村においては、例えば地域自立支援協議会等の場を活用する等により、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者及び障害児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員、人権擁護委員等から成るネットワークを構築する、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等について

て定めたマニュアルを作成するなど虐待防止に向けたシステムの整備に取り組むことが重要である。

4 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項

都道府県の地域生活支援事業の実施に関して、地域の実情に応じて、以下の事項を定める。

- (一) 実施する事業の内容
- (二) 各年度における事業の種類ごとの量の見込み
- (三) 各事業の見込量の確保のための方策
- (四) その他実施に必要な事項

四 その他

1 障害福祉計画の作成の時期

障害福祉計画は、平成十八年度から平成二十年度までの三年間の指定障害福祉サービス等の量の見込み等について定めるものであることから、遅くとも、平成十八年度中に作成することが必要である。

2 障害福祉計画の期間及び見直しの時期

障害福祉計画は、三年を一期として作成することとする。このため、第二期障害福祉計画については、第一期障害福祉計画に係る必要な見直しを平成二十年度末までに行った上で、平成

二十一年度から平成二十三年度までを期間として作成することとする。

### 3 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

障害福祉計画は、各年度において、サービスの見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等の達成状況を点検、評価し、この結果に基づいて所要の対策を実施することが必要である。

### 4 障害福祉計画の公表

市町村は、市町村障害福祉計画を作成するときは、あらかじめ都道府県の意見を聴くこととする。また、市町村障害福祉計画を定めた際には、遅滞なく、公表するとともに、これを都道府県知事に提出することが必要である。

都道府県は、都道府県障害福祉計画を作成したときは、遅滞なく、公表するとともに、これを厚生労働大臣に提出することが必要である。

### 別表第一 福祉施設から一般就労等への移行に関する目標値の設定

障害福祉計画の作成に当たっては、「平成二十三年度において、同年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を現在の四倍以上とすることを旨す」「就労継続支援利用者のうち、三割は雇用型を旨す」という数値目標の達成を推進するため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局、教育委員会などの教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関等との連携体制を整備することが必要である。

その際、都道府県ごとに、就労支援の関係者からなる「障害者雇用支援合同会議」を設け、障害福祉計画の数値目標の達成に向けた推進など、統一的に施策を進めていくことが考えられる。なお、将来的には、圏域ごとに同様の取り組みを行うことが望ましい。

また、上記の目標の達成について、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、都道府県の障害保健福祉部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、次の表の上欄に掲げるの事項について、平成二十三年度の数値目標を設定して取り組むことが適当である。

なお、福祉施設から一般就労等への移行のみならず、離職者の再チャレンジを促すような支援や、養護学校卒業者からの就職の支援など、障害者雇用全体についての取り組みを併せて進めることが望ましい。

事項	内容

<p>一 就労移行支援事業の利用者</p>	<p>都道府県の障害保健福祉担当部局は、福祉施設利用者の一般就労等への移行の目標が達成できるよう、平成二十三年度までに現在の福祉施設利用者のうち、二割以上の者が就労移行支援事業を利用することを旨とする。</p>
<p>二 公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職者</p>	<p>都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促し、平成二十三年度において、福祉施設から一般就労への移行を希望するすべての者が公共職業安定所の支援を受けて就職できる体制づくりを行う。</p>
<p>三 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者</p>	<p>都道府県の障害保健福祉担当部局は、労働担当部局とともに都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、障害者の態様に応じた多様な委託訓練について、福祉施設利用者に対する年間実施計画数を設定し、平成二十三年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者の三割が障害者委託訓練を受講することを旨とする。</p>
<p>四 障害者試行雇用事業の開始者</p>	<p>都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、平成二十三年度において、福祉施設から一般就労に移行する者の五割が障害者試行雇用事業（障害者雇用の経験のない事業主等に対し、障害者雇用に対する理解を深め、障害者雇用に取り組みきっかけ作りを行う事業をいう。以下同じ。）の開始者となることを旨とする。</p>

<p>五 職場適応援助者による支援の対象者</p>	<p>都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労に移行する者の職場適応を容易にするため、平成二十三年度において、福祉施設から一般就労に移行する者の五割が職場適応援助者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十条第三号に規定する職場適応援助者をいう。以下同じ。）支援を受けられるようにすることを旨とする。</p> <p>このため、平成二十三年度末までに障害者雇用納付金制度に基づく職場適応援助者助成金の対象となる職場適応援助者を全国で八百人養成することを目指すこととし、都道府県の労働担当部局においても、障害保健福祉担当部局とも連携し、その計画的な養成を図ることとする。</p>
---------------------------	--

<p>六 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者等</p>	<p>都道府県の労働担当部局及び障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労に移行した者の職場定着を図るため、平成二十三年度において、福祉施設から一般就労に移行するすべての者が、就労移行支援事業者と連携した障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律第三十四条に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）による支援を受けることができるようにすることを目指す。これらを含め、地域における就業面及び生活面における一体的な支援をより一層推進するため、平成二十三年度までに障害者就業・生活支援センターを全国のすべての圏域に一か所ずつ設置することを目指す。</p>
----------------------------------	--

別表第二

事 項	内 容
<p>一 市町村障害福祉計画の基本理念等</p> <p>二 平成二十三年度の目標値の設定</p> <p>三 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p>	<p>市町村障害福祉計画に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等</p> <p>障害者について、入所施設の入所者の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行等を進めるため、基本指針に即して、地域の実情に応じて、平成二十三年度における目標値を設定すること。</p> <p>① 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み</p> <p>別表第三を参考として、平成二十年度までの各年度及び平成二十三年度における市町村ごとの指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みを定め、その考え方を示すこと。</p> <p>② 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの見込量の確保のための方策</p> <p>③ 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の事業を行う者の確保に関する計画等を定めること</p>

<p>四 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項</p>	<p>市町村が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、次の事項を定めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 実施する事業の内容</li> <li>② 各年度における事業の種類ごとの量の見込みと、その考え方</li> <li>③ 各事業の見込量の確保のための方策</li> <li>④ その他実施に必要な事項</li> </ol>
<p>五 市町村障害福祉計画の期間及び見直しの時期</p>	<p>市町村障害福祉計画の期間及び見直しの時期を定めること。</p>
<p>六 市町村障害福祉計画の達成状況の点検及び評価</p>	<p>各年度における市町村障害福祉計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。</p>

別表第三

<p>一 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援</p>	
<p>居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援</p>	<p>現在の支援費制度等に基づくホームヘルプサービス利用者数を基礎として、支援費制度以降の利用者数の伸び、退院可能精神障害者を含め新たなサービス利用者の見込数に、障害者のニーズ等を踏まえて見込んだ一人当たり利用量を乗じた量を勘案して、量の見込みを定める。</p>
<p>二 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（雇用型）、就労継続支援（非雇用型）、療養介護、児童デイサービス、短期入所</p>	
<p>日中活動系サービス全体の見込量</p>	<p>次の①及び②を合算した数とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 現在の法律に基づいて障害者等の支援を行う施設（以下「法定施設」という。）のサービス利用者及び小規模作業所利用者の合計数を基礎として、近年の利用者数の伸び等を勘案して見込んだ数から、一般就労に移行する者の見込数、地域活動支援センター及び法定外施設（法定施設以外の施設をいう。）の利用者見込数を控除した数</li> <li>② 退院可能精神障害者のうち、退院時のニーズ等を勘案して日中活</li> </ol>

	<p>動系サービスの利用が見込まれる者の数</p>
<p>生活介護</p>	<p>現在の法定施設の利用者のうち障害程度区分が区分三以上又は五十歳以上の区分二以上（入所の場合は、区分四以上又は五十歳以上の区分三以上）に該当する者の見込数を基礎として、現在の利用者のニーズ、近年の利用者数の伸び等を勘案して見込んだ数に、小規模作業所利用者等のうち新たに生活介護の対象者と見込まれる者の数を加えた数を勘案して、量の見込みを定める。</p>
<p>自立訓練（機能訓練）</p>	<p>現在の身体障害者更生施設の利用者数を基礎として、入所施設の入所者の地域生活への移行の目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して、量の見込みを定める。</p>
<p>自立訓練（生活訓練）</p>	<p>次の①から③を合算した数に、平均的なサービス利用期間を勘案して、量の見込みを定める。</p> <p>① 入所施設入所者の地域生活への移行の目標を達成できるよう、現在の知的障害者等の入所施設入所者であって生活介護事業の対象と見込まれるもの以外のものうちから、利用者のニーズ等を勘案して見込んだ数</p>

	<p>② 地域において親等と暮らす者であって自立生活を希望するものうち、生活訓練事業の対象者と見込まれる者の数</p> <p>③ 退院可能精神障害者のうち、退院時のニーズ等を勘案して生活訓練事業の対象者と見込まれる者の数（精神科病院が病床を転換すること等により、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援として、退院可能精神障害者に対して、居住サービスを提供する場合のサービス対象者を含む。）</p>
<p>就労移行支援</p>	<p>次の①から③を合算した数に、平均的なサービス利用期間を勘案して、量の見込みを定める。</p> <p>① 福祉施設利用者の一般就労への移行の目標が達成できるよう、現在の福祉施設利用者で生活介護事業の対象と見込まれる者以外のものうちから、利用者のニーズ等を勘案して見込んだ数</p> <p>② 養護学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数</p> <p>③ 退院可能精神障害者のうち、退院時のニーズ等を勘案して就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数（精神科病院が病床を転換</p>

	<p>就労継続支援（雇用型）</p> <p>、退院可能精神障害者に対して、居住サービスを提供する場合のサービス対象者を含む。）</p> <p>日中活動系サービス全体の見込量から、就労継続支援以外の介護給付・訓練等給付の対象者と見込まれる者の数を控除した数のうち、就労継続支援（雇用型）の対象として適切と見込まれる数を勘案して、量の見込みを定める。</p> <p>設定に当たっては、就労継続支援の対象者と見込まれる数の三割以上とすることが望ましい。</p>
<p>就労継続支援（非雇用型）</p>	<p>就労継続支援の対象者と見込まれる数から雇用型の見込み数を控除した数を勘案して、量の見込みを定める。</p> <p>設定に当たっては、区域ごとに平均工賃の目標水準を設定することが望ましい。</p>
<p>療養介護</p>	<p>現在の重症心身障害児施設（委託病床を含む）、進行性筋萎縮症者療養等給付事業の対象者を基礎として、近年の利用者数の伸び等を勘案して、量の見込みを定める。</p>

<p>児童デイサービス</p>	<p>現在の児童デイサービスの利用者数を基礎として、近年の利用者数の伸び等を勘案し、市町村地域生活支援事業で実施される障害児タイムケア事業との役割分担を踏まえた上で、量の見込みを定める。</p>
<p>短期入所</p>	<p>現在の短期入所の利用者数を基礎として、利用者数の伸び、新たにサービス利用が見込まれる精神障害者の数等を勘案し見込んだ数に、障害者のニーズ等を踏まえて見込んだ一人当たり利用量に乗じた量を勘案して、量の見込みを定める。</p>

三 共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援

<p>共同生活援助 共同生活介護</p>	<p>施設入所からグループホーム又はケアホームへの移行者について、入所施設の入所者の地域生活への移行の目標が達成されるよう、現在の利用者数を基礎として近年の利用者数の増、退院可能精神障害者を含め新たにサービス利用が見込まれる者の数を勘案して見込んだ数を合算した数から、量の見込みを定める。</p>
<p>施設入所支援</p>	<p>現在の入所施設入所者数を基礎として、入所施設の入所者の地域生活への移行目標数を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な者</p>

の利用といった真に必要なと判断される数を加えた数から、量の見込みを定める。

なお、当該見込数は、平成二十三年度末の段階において、現在の入所施設入所者数の七%以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

四 相談支援

<p>相談支援</p>	<p>障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホーム及び重度障害者等包括支援を除く。）の利用が見込まれる者のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者等計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる者の数を勘案して、量の見込みを定める。</p>
-------------	---

別表第四

事項	内容
<p>一 都道府県障害福祉計画の基本理念等</p>	<p>都道府県障害福祉計画に係る法令の根拠、趣旨、基本理念、目的及び特色等</p>
<p>二 平成二十三年度の目標値の設定</p>	<p>障害者について、入所施設の入所者の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に則して、地域の実情に応じて、平成二十三年度における目標値を設定すること。</p> <p>特に、障害者についての福祉施設利用者的一般就労への移行等の目標を達成するため、労働担当部局、教育委員会などの教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関等と連携して、次に掲げる事項について障害者雇用の推進に関する目標を設定して、実現に向けた取組を定めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職者</li> <li>② 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者</li> <li>③ 障害者試行雇用事業の開始者</li> <li>④ 職場適応援助者による支援の対象者</li> </ol>

三 区域の設定	⑤ 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者等 障害福祉サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域を定めた場合に、その趣旨、内容、各区域の状況等を定めること。
四 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	① 市町村障害福祉計画を基礎として、平成二十年度までの各年度及び平成二十三年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。また、その考え方を示すこと。 ② 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の事業を行う者の確保に関する計画等を定めること。
五 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数	各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数を定めること。
六 指定障害福祉サービス及び指定相談支援に従事する者の確保	指定障害福祉サービス、指定障害者支援施設における障害福祉サービスに従事する者、相談支援専門員等の確保又は質の向上に資するために実施する措置に関する事項を定めること。

は向上のために講ずる措置	都道府県が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じた、次の事項を定めること。
七 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項	① 実施する事業の内容 ② 各年度における事業の種類ごとの量の見込みと、その考え方 ③ 各事業の見込量の確保のための方策 ④ その他実施に必要な事項
八 都道府県障害福祉計画の期間及び見直しの時期	都道府県障害福祉計画の期間及び見直しの時期を定めること。
九 都道府県障害福祉計画の達成状況の点検及び評価	各年度における都道府県障害福祉計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。